

研究開発型中小企業が活用できる主な公的補助金・助成金

・記載した内容は概要ですので、実際の活用にあたっては詳細内容を関係機関にお問い合わせください。**特に募集期間は年度により異なる場合がありますので、次回または次年度分については各機関に事前にご確認ください。**

●活用の場面	名 称	主な対象事業・テーマ	対 象 者	補助・助成要件等	補助・助成率、金額	募集時期 (過去の実施例)	問い合わせ先
●ものづくりの技術基盤の高度化に向けた研究開発を行いたい	戦略的基盤技術高度化支援事業	ものづくり高度化法の認定、又は地域未来投資促進法の承認を受けた中小企業・小規模事業者による、ものづくり高度化法に基づく情報処理、精密加工、立体造形等の12技術分野の向上につながる研究開発、その試作等の取組を支援	「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(中小ものづくり高度化法)」の認定、又は「地域未来投資促進法」の承認を受けた中小企業・小規模事業者を含む共同体	事前に「e-Rad(府省共通研究開発管理システム)」に登録申請	期間2年度または3年度 ●初年度: 4,500万円以内 ●2年度目: 2年度の合計で7,500万円以下 ●3年度目: 3年度の合計で9,750万円以下 補助率: 補助対象経費の2/3以内 ・2年度目以降の補助金額は原則として、上記上限額の範囲であって、かつ初年度の採択時に認められた金額の範囲内	平成31年1月28日～4月24日 (採択結果のURL) https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2019/19064mono.htm	中小企業庁経営支援部技術・経営革新課 03-3501-1816 及び各経済産業局等 詳細は https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2019/190128mono.htm
●試作品開発や生産プロセスの革新を支援してほしい	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	中小企業・小規模事業者等が取り組む、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援 (加点項目 2次公募) ・令和元年7月31日までに固定資産税ゼロの特例を措置した市区町村において、平成30年12月21日以降に先端設備等導入計画を申請し、認定を取得した企業(申請中を含む) ・有効な期間の経営革新計画の承認(申請中を含む)、有効な期間の経営力向上計画の認定(申請中を含む)、地域経済牽引事業計画の承認(申請中を含む)を取得した企業 ・有効な期間の事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定取得企業(申請中を含む) ・総賃金の1%賃上げ等に取り組む企業 ・小規模型に応募する小規模企業者等 ・過去一定期間内に購入型クラウドファンディングで一定規模以上の支援金額を集めた企業	日本国内に本社及び実施場所を有し、事業計画の実効性等につき認定支援機関により確認されている中小企業・小規模事業者	・【基本要件】「認定支援機関」による、事業計画の実効性等の確認 ・【革新的サービスの要件】 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービス創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること ・【ものづくり技術の要件】「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること	生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額を30万円の増額が可能 ●一般型: 上限1,000万円、下限100万円、補助対象経費の1/2～2/3以内 ●小規模型: 上限500万円、下限100万円、補助対象経費の1/2～2/3以内 事業実施期間(2次公募): 2020年1月31日まで	受付開始: 2019年8月19日 締切: 2019年9月20日 (採択結果のURL) https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/mono-192koubosaitakuPm7Fc191105.html	都道府県中小企業団体中央会の各地域事務局 詳細は、 https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/mono-192koubosaitakuPm7Fc191105.html
●組合等が抱える諸問題を解決したい	中小企業組合等活路開拓事業(展示会等出展・開催事業を含む)	新たな活路の開拓、単独では解決困難な諸問題、その他中小企業の発展に寄与するテーマ等について、中小企業組合、一般社団法人、共同出資組織、任意グループ等による改善の取組みを支援 ① 中小企業組合等活路開拓事業(次のA～Fの事業を2つ以上組合せて実施) A. 調査・研究事業、B. 試作・改造事業、C. 実験・実用化試験事業、D. 試供・求評事業、E. ビジョン作成事業、F. 成果普及講習会等開催事業 ② 展示会等出展・開催事業(単独事業)	中小企業組合、一般社団法人、中小企業者が共同出資する組織、有限責任事業組合、任意グループ等	2019年4月1日現在、設立(結成)後、原則、1年以上経過していること(任意グループは2年以上)	(A型) 上限 20,000千円(下限 1,000千円) (B型) 上限 11,588千円(下限 1,000千円) (展示会等出展・開催事業) 上限 5,000千円 上記のいずれも補助対象経費の6/10以内 補助事業期間: 2020年2月14日まで	2019年9月9日～9月30日 (第2回) (採択結果のURL) 第1回締切分 https://www.chuokai.or.jp/josei/kadai/entry2019/2019kadaitaiou_p1_2.html	全国中小企業団体中央会 振興部 TEL.03-3523-4905 詳細は https://www.chuokai.or.jp/josei/kadai/entry2019/2019kadaitaiou_p1_2.html
●地域資源を活用した新商品・新サービスの事業化の支援を受けたい	国内・海外販路開拓強化支援事業費補助金(地域産業資源活用事業)	地域の優れた資源(農林水産品、鉱工業品、鉱工業品の生産に係る技術又は観光資源等)を活用した商品・役務の開発や販路開拓等に要する経費の一部を補助	「中小企業地域資源活用促進法」に基づく「地域産業資源活用事業計画(開発・生産型)」の認定を受けた中小企業者		●補助対象経費の1/2以内 上限 500万円 下限 200万円 ●4者以上の共同申請案件の場合 補助対象経費の2/3以内(1回目)、1/2以内(2～3回目) 上限2,000万 下限200万円 補助事業期間: 平成32年3月31日まで	平成31年2月7日～平成31年3月7日 (採択結果のURL) https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/2019/190404ChiikiShigenKoubou.htm	中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課 TEL 03-3501-1767 各経済産業局中小企業課等 内閣府沖縄総合事務局 詳細は https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/2019/190207ChiikiShigenKoubou.htm
●中小企業者と農林漁業者が連携した新事業の支援を受けたい	国内・海外販路開拓強化支援事業費補助金(農商工連携事業)	中小企業者・小規模事業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業に要する経費の一部を補助	「農商工等連携促進法」に基づく「農商工等連携事業計画」の認定を受けた代表者のうち、中小企業者		●補助対象経費の1/2以内 上限 500万円、下限 200万円 ●ただし機械化・IT化事業については補助対象経費の2/3以内(1回目)、1/2以内(2～3回目) 1回目: 上限 1,000万円、下限 200万円 2～3回目: 上限 500万円、下限 200万円 認定事業計画に基づき複数年度にわたり補助金の申請が可能、ただし年度ごとに審査を受ける必要あり 補助事業期間: 平成32年3月31日まで	平成31年2月7日～平成31年3月7日 (採択結果のURL) https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/noushoko/2019/190404NoushokouKoubou.htm	中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課 TEL 03-3501-1767 各経済産業局中小企業課等 内閣府沖縄総合事務局 詳細は https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/noushoko/2019/190207NoushokouKoubou.htm

研究開発型中小企業が活用できる主な公的補助金・助成金

	名 称	主な対象事業・テーマ	対 象 者	補助・助成要件等	補助・助成率、金額	募集時期 (過去の実施例)	問い合わせ先
●活用の場面							
●伝統的工芸品産業に対する支援を受けたい	伝統的工芸品産業支援補助金	下記のいずれかの計画に該当する事業 ①振興計画: 後継者育成事業、技術・技法の記録収集・保存事業等 ②共同振興計画: 展示会や製作体験等の実施、デザイナー等を活用した新商品開発等 ③活性化計画: 後継者育成事業、技術・技法の改善事業、需要開拓事業(海外展開を含む)等 ④連携活性化計画: 他産地と連携し、伝統的工芸品産業の活性化を目的とした事業 ⑤支援計画: 人材育成・交流や専門的知識等を有する者が産地全体を総合的にプロデュースする事業	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく各種計画の認定を受けた組合、団体、事業者等		補助対象経費の1/2以内～2/3以内 上限 原則 2,000万円 下限 原則 50万円 事業実施期間: 交付決定日から当該年度末まで実施	平成31年1月8日～2月13日 (採択結果のURL) https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/saitaku/2019/s190416001.html	経済産業省 製造産業局生活製品課 伝統的工芸品産業室 TEL: 03-3501-3544 各経済産業局 産業部 内閣府沖縄総合事務局 詳細は https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/2019/k190108001.html
●工場・事業場における省エネルギー、省電力設備への更新等に対する支援を受けたい	省エネルギー投資促進に向けた支援補助金【省エネ補助金】	事業者が計画したエネルギー使用合理化の取組のうち、省エネルギー性能の高い機器及び設備の導入に要する経費の一部を補助 (補助対象事業) 【事業区分Ⅰ、工場・事業場単位】 エネルギー管理を一体で行っている工場・事業場等において実施する以下の事業 (a)一般事業、(b)大規模事業、(c)複数事業者連携省エネルギー事業、(d)エネマネ事業(詳細は公募要領をご参照ください) 【事業区分Ⅱ、設備単位】 次の要件を全て満たす事業 ①工場・事業場等において、現在使用している設備を本事業で定められたエネルギー消費効率等の基準を満たす補助対象設備に更新する事業 ②既存設備を補助対象設備へ更新して省エネルギーを図る事業 ③既存設備及び導入予定設備がいずれも電気のみを使用する事業ではない	【事業区分Ⅰ】国内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主 【事業区分Ⅱ】国内で事業活動を営んでいる中小企業者、会社法上の会社以外の法人及び個人事業主	申請にはホームページで補助事業ポータルアカウント登録が必要 事業区分Ⅰには、投資回収率が5年以上の事業であること、事業区分Ⅰ、Ⅱともに、直近の年度決算において債務超過の場合は対象外にする等の要件あり(詳細は公募要領を参照願います)。	【事業区分Ⅰ】 補助率: 設計費、設備費、工事費の1/3～1/2以内(中小企業者等) 上限 30億円～15億円/年度 下限 100万円/年度 【事業区分Ⅱ】 補助率: 設備費の1/3以内 上限 3000万円 下限 30万円 事業期間: 交付決定日から原則2020年1月31日(支払完了)まで	2019年5月20日～6月28日 (採択結果のURL) https://sii.or.jp/cutback31/decision.html	一般社団法人 環境共創イニシアチブ Ⅰ. 工場・事業場単位 TEL: 03-5565-4463 Ⅱ. 設備単位 TEL: 0570-055-122 詳細は https://sii.or.jp/cutback31/overview.html
	電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金【省電力補助金】	事業者が計画する電力需要の低減に資する機器及び設備の導入に要する経費を補助 (補助対象事業) 【事業区分Ⅰ、工場・事業場単位】 エネルギー管理を一体で行っている工場・事業場等において実施する以下の事業 (a)省電力設備導入事業、(b)エネマネ活用事業(詳細は公募要領をご参照願います) 【事業区分Ⅱ、設備単位】 次の要件を全て満たす事業 ①工場・事業場等において、現在使用している設備を本事業で定められたエネルギー消費効率等の基準を満たす補助対象設備に更新する事業 ②既存設備を補助対象設備へ更新して、電力使用量を10%以上削減する事業 ③既存設備及び導入予定設備がいずれも電気のみを使用する事業であること	【事業区分Ⅰ、Ⅱ】国内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主	申請にはホームページで補助事業ポータルアカウント登録が必要 事業区分Ⅰには、投資回収率が5年以上の事業であること、事業区分Ⅰ、Ⅱともに、直近の年度決算において債務超過の場合は対象外にする等の要件あり(詳細は公募要領を参照願います)。	【事業区分Ⅰ】 補助率: 設計費、設備費、工事費の1/3～1/2以内(中小企業者等) 上限 15億円/年度 下限 100万円/年度 【事業区分Ⅱ】 補助率: 設備費の1/3以内 上限 3000万円 下限 30万円 事業期間: 交付決定日から原則2020年1月31日(支払完了)まで	2019年5月20日～6月28日 (採択結果のURL) https://sii.or.jp/shodenryoku31/decision.html	一般社団法人 環境共創イニシアチブ Ⅰ. 工場・事業場単位 TEL: 03-5565-4463 Ⅱ. 設備単位 TEL: 0570-055-122 詳細は https://sii.or.jp/shodenryoku31/overview.html
●研究開発型ベンチャー企業等のための実用化開発支援を受けたい	新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業(「フェーズC(実用化研究開発)」について記載)	公募する技術分野は、エネルギー基本計画、新成長戦略等に示される以下の分野 1) 太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス利用、太陽熱利用、その他未利用エネルギー分野 2) 再生可能エネルギーの普及、エネルギー源の多様化に資する新規技術(燃料電池、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム等)	日本に登録されている中小企業等(ベンチャーを含む) (事業期間終了後3年以内で実用化が可能な具体的計画を有すること)	事前に「e-Rad(府省共通研究開発管理システム)」に登録申請	助成率: 2/3以内 助成金額: 7,500万円以内 事業期間: 1～1.5年程度 2020年9月末までの予定	2019年2月4日～3月5日 (採択結果のURL) https://www.nedo.go.jp/koubo/CA3_100194.html	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) イノベーション推進部 プラットフォームグループ TEL: 044-520-5171 E-MAIL: venture31@nedo.go.jp https://www.nedo.go.jp/koubo/CA2_100194.html
●研究機関から技術シーズの移転を受けたり、自らが保有する技術を研究機関の能力を活用して実用化したい	研究開発型ベンチャー支援事業/橋渡し研究開発促進による事業化支援	研究開発型ベンチャーが橋渡し研究機関から技術シーズの移転を受けてビジネスにつなげることや、研究開発型ベンチャーが保有する技術を橋渡し研究機関の能力を活用して迅速かつ着実に実用化することを通じて、研究開発型ベンチャーが技術力向上や生産方法等の革新等を実現することを支援	中小企業者(「橋渡し研究機関」との共同研究等が必要) (支援期間終了後概ね3年以内に事業化が達成・進展される可能性が高いことを示す具体的かつ的確な計画であり、予想されるリスク等への対策が盛り込まれていること)	事前に「e-Rad(府省共通研究開発管理システム)」に登録申請	助成率: 2/3以内 助成金額: 原則、1億円まで 事業期間: 原則、2020年3月31日まで	2019年4月5日～5月10日 (採択結果のURL) https://www.nedo.go.jp/koubo/CA3_100204.html	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) イノベーション推進部 スタートアップグループ TEL: 044-520-5175 E-MAIL: hashiwatashi@nedo.go.jp https://www.nedo.go.jp/koubo/CA2_100204.html
●発明考案を実施・展開するための支援を受けたい	発明研究奨励金	発明考案の試験研究であって、次の事項に該当し、その発明考案の実施もしくは展開に必要と認められるものに交付 (1)特許権として登録済みのもの (2)特許を出願し、既に公開され、かつ審査請求済みのもの。但し、係争中のものは除く (3)実用新案は、登録済みで実用新案技術評価書入手済みのもの	(1) 中小企業又は個人 (2) 個人の共同発明の場合は、その代表者 (3) 企業内発明の場合は、企業代表者の承認を得たもの。但し、成年被後見人及び被保佐人を除く		1件あたり100万円以内	2019年5月1日～7月31日 (採択結果のURL) http://www.jsai.org/	公益財団法人日本発明振興協会 発明研究奨励金交付事業実行委員会 TEL: 03-3464-6991 http://www.jsai.org/
●技術的に新規性の高い研究開発のための支援を受けたい	研究開発助成金	現在の技術から見て新規性があるもので、以下のいずれかに該当し、原則として2年以内に事業化の可能性があるもの(他の助成金制度との併願も可能)。 (1) 産業経済の健全な発展と国民生活の向上に資すると認められる新技術・新製品及び関連する設備・部品・原材料等の開発に関するもの (2) (1)に準ずるもの	原則として設立または創業後もしくは新規事業進出後5年以内の中小企業または個人事業者で、優れた新技術・新製品等を自ら開発し、事業化しようとする具体的計画を持っている者		次のいずれか少ない金額 ・1プロジェクトにつき300万円以内 ・研究開発対象費用の1/2以下	第2回: 2019年9月20日～10月20日 (採択結果のURL) http://www.mutech.or.jp/whatsnew/pdf/2019-1josei_list.pdf	公益財団法人 三菱UFJ技術育成財団 TEL: 03-5730-0338 E-MAIL: info@mutech.or.jp http://www.mutech.or.jp/subsidy/index.html